



山形県公報

令和4年6月17日(金)
第313号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                   |               |       |
|-------------------|---------------|-------|
| ○公共測量の終了の通知       | (農村計画課)       | … 613 |
| ○県営土地改良事業計画の決定    | (最上総合支庁農村計画課) | … 614 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出   | (庄内総合支庁農村計画課) | … 同   |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除   | (砂防・災害対策課)    | … 同   |
| ○同                | (同)           | … 同   |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 | (同)           | … 615 |
| ○同                | (同)           | … 同   |
| ○土砂災害警戒区域の指定      | (同)           | … 同   |
| ○同                | (同)           | … 616 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定    | (同)           | … 同   |
| ○同                | (同)           | … 同   |
| ○道路の位置の指定         | (置賜総合支庁建築課)   | … 同   |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| ○直接請求に必要な有権者の数                | … 617 |
| ○参議院山形県選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日 | … 同   |

### 公 告

|                  |        |       |
|------------------|--------|-------|
| ○一般競争入札の公告       | (会計局)  | … 618 |
| ○特定調達契約に係る落札者の公告 | (警察本部) | … 619 |

## 告 示

### 山形県告示第512号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施した地域  
西置賜郡白鷹町大字広野地内
- 公共測量を実施した期間  
令和3年10月7日から令和4年1月28日まで
- 作業の種類  
公共測量(基準点測量)

**山形県告示第513号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営紫山向山地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営紫山向山地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
舟形町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和4年6月21日から同年7月20日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第514号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、笹川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 監 事      | 丸 山 俊 幸 | 鶴岡市羽黒町荒川字鉢巻69番地3 |

**山形県告示第515号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害警戒区域の名称 | 解除する区域   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------|----------|---------------------|
| 舟形ー1            | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第516号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害警戒区域の名称 | 解除する区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 鍛冶ヶ山9           | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

**山形県告示第517号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害特別警戒区域の名称 | 解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------|------------------------------|---------------------|
| 舟形-1              | 別紙図面のとおりに                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第518号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 解除する土砂災害特別警戒区域の名称 | 解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------|------------------------------|---------------------|
| 鍛冶ヶ山9             | 別紙図面のとおりに                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

**山形県告示第519号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 舟形-1        | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第520号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 鍛冶ヶ山9       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 砂沢ー1        | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 砂沢ー2        | 別紙図面のとおり | 地すべり                |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

**山形県告示第521号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 舟形ー1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第522号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 鍛冶ヶ山9         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

**山形県告示第523号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道置総建第358号
- 2 指定の場所 南陽市三間通字諏訪西407番地の2
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 54.60メートル
- 4 指定年月日 令和4年6月9日

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第26号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月17日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,040人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 212,748人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-----------|---------|-----------|---------|------|---------|
| 山形市       | 68,412人 | 上山市       | 8,501人  | 南陽市  | 8,621人  |
| 米沢市       | 22,193人 | 村山市       | 6,573人  | 東村山郡 | 7,089人  |
| 鶴岡市       | 34,877人 | 長井市・西置賜郡  | 15,002人 | 最上郡  | 10,538人 |
| 酒田市・飽海郡   | 32,408人 | 天童市       | 17,110人 | 東置賜郡 | 10,476人 |
| 新庄市       | 9,667人  | 東根市       | 13,226人 | 東田川郡 | 7,878人  |
| 寒河江市・西村山郡 | 21,867人 | 尾花沢市・北村山郡 | 6,230人  |      |         |

**山形県選挙管理委員会告示第27号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和4年7月10日執行予定の参議院山形県選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日を次のように定めた。

令和4年6月17日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

登録の基準日 令和4年6月21日

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、タブレット端末（教員用）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
- (2) 日時 令和4年7月28日（木） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 タブレット端末（教員用） 1,181台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年11月30日（水）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」とい

う。) 第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年7月13日（水）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月6日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tablet computers(for faculty use) Quantity: 1,181

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 28, 2022

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2718

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

通信指令システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部生活安全部通信指令課企画係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110

3 落札者を決定した日 令和4年5月26日

4 落札者の名称及び所在地

F L C S株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番23号

5 落札金額 1,064,527,200円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和4年4月1日

令和4年6月17日印刷  
令和4年6月17日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県